

欧州特許庁，日本を第1国とする欧州特許出願に対してサーチ結果の提出義務を免除

2010年12月12日

JETRO デュッセルドルフセンター

欧州特許庁（EPO）は，12月9日，2011年1月1日から発効する第1庁におけるサーチ結果の提出義務（改正規則141および新規則70b）について，日本，英国，米国を第1国とする欧州特許出願を免除する旨，EPO長官の決定およびEPOからの通知を公表した。

改正規則141(1)は，EPC第87条に規定される優先権を主張する出願人は，欧州特許出願と共にまたは欧州PCT出願については欧州段階へ移行する際に，先の出願が提出された庁において行われたサーチ結果のコピーを提出しなければならないとしている。その一方で，改正規則141(2)では，出願人に対する第1庁のサーチ結果の提出義務が免除されるケースとして，第1庁のサーチ結果がEPOにとって入手可能であるとみなされ，かつ，欧州特許出願の包袋に自動的に含まれているケースをEPO長官が決定できるとされており，今回のEPO長官の決定はこの改正規則141(2)に基づいて行われたもの。

今回の通知によれば，日本国特許庁（JPO），英国知的財産庁（UKIPO），米国特許商標庁（USPTO）は，それぞれ，EPOに対してサーチ結果を庁間で電子的に提供することに合意したため，EPO長官は，日本，英国，米国を第1国として優先権主張を行った欧州特許出願についてはサーチ結果の提出義務を免除することを決定した。

－ EPO長官の決定は，以下参照 －

[Decision of the President of the European Patent Office dated 9 December 2010 exempting applicants claiming the priority of a first filing made in Japan, the United Kingdom or the United States of America from filing a copy of the search results under Rule 141\(1\) EPC - utilisation scheme](#)

－ EPOからの通知は，以下参照 －

[Notice from the European Patent Office dated 9 December 2010 concerning exemption under Rule 141\(2\) EPC from filing a copy of the search results – utilisation scheme](#)

－ 第1庁におけるサーチ結果の提出義務化に関する運用は，以下参照 －

[欧州知的財産ニュース 2010年9～10月号 \(Vol. 40\)](#)

(以上)